

中教審「今後における学校教育の総合的な拡充
整備のための基本的施策」第2編に対する
各大学の意見

昭和47年4月

国立大学協会
第1常置委員会

中教審「今後における学校教育の総合的な拡充
整備のための基本的施策」第2編に対する各大学の意見

目 次

はしがき	1
第1章 総合的な拡充整備のための基本的施策に対する 各大学の意見	3
1. 新しい学校体系の開発と現行学校教育の内容的 な充実	3
2. 教育改革の推進と教育の質的水準向上のための 研究開発	3
3. 教員の資質の向上と処遇の改善	4
4. 高等教育の改革と計画的な整備充実の推進	5
(1) 基本計画の策定について	5
(2) 高等教育の整備充実について	5
(3) 行政体制の整備について	5
(4) 政府と大学との協力関係	6
(5) 地域内での機関協力について	6
5. 国・公立大学の管理運営に関する制度的な改革	7
(1) 管理運営制度の改革と政府・大学	7
(2) 大学の設置形態および管理機関	8
(3) 教員組織と研究組織の機能的分離	9
(4) 教員人事の閉鎖性の打破	9
6. 教育の機会と教育条件の保障に関する総合的な 施策	11

(1) 奨学制度.....	12
(2) 国公立学校間の格差是正.....	12
(3) 学 寮.....	12
7. 教育制度における閉鎖性の是正.....	13
8. 大学入学者選抜制度改革.....	14

第2章 長期教育計画の策定と推進の必要性に対する

各大学の意見.....	15
-------------	----

中教審「今後における学校教育の総合的な 拡充整備のための基本的施策」第2編に対 する各大学の意見

第1常置委員会

は し が き

中教審は、昭和46年6月、最終答申として「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」を発表したが、この答申の第1編「学校教育の改革に関する基本構想」はさきの中間報告における「基本構想」をほぼそのまま導入したものであり、第2編「今後における基本的施策のあり方」は「基本構想」をふまえた施策論であり、中間報告以後新たに作成されたものとみなされる。

われわれは、すでに昭和46年4月、中教審中間報告のうち、「高等教育の改革に関する基本構想」に対し『中教審「高等教育改革に関する基本構想」に対する見解』（以下「見解」という。）を発表した。「見解」の主な内容は、中教審の「基本構想」に内在する問題点の全般について各国立大学の意見を求め、これを総合集約したものであるが、最終答申の内容が、中間報告における「基本構想」をふまえたものであるかぎり、「見解」におけるわれわれの指摘は、答申の発表された現段階においても、なおその有効性を失うものではない。

しかしながら、答申の第2編は「基本構想」のいわば実施推進方策であり、「基本構想」を前提としつつも、そこには「基本構想」の主張とその問題点がより具体的な形で呈示されている点が看取される。したがって、この際第2編を取り上げて分析し検討することは大学改革に取り組む直接の当事者たるわれわれにとって不可避的な責務であると考えられる。このような見地から、われわれは今回とくに答申の第2編に対して各国立大学に意見を求め、これを取りまとめた。これは将来われわれが具体的な改革案を作成する際に

参照すべき基礎的資料となるものである。

各大学の意見を取りまとめるに当ってわれわれは、まずすべての意見を吟味し、小数意見といえども無視することなく採択し、これらの意見を整理して忠実に呈示することにした。そのあとで、多数意見を多数であるだけで過大評価しないように注意し、文章の行間ににじみ出ている用心深い意見も感じとって、各大学の意見の客観的な分布をできるだけ正しく表現するようにつとめた。

本論に先立ち中教審答申に対する各大学の意見を総括的に述べておきたい。

教育の改革はとくに教育の現場を担当する教職員の自主的な創意工夫、改革の意欲を尊重する精神がなければ成果をおさめ得ないこと、改革のためには政府と教育機関との密接な信頼関係と協力が不可欠であることは多くの大学があらゆる機会に主張するところである。しかし、これは従来自主性の尊重や信頼関係が十分でなかったことを裏返して表明しているともいえよう。このことが、たとえば国家的要請が強調されても、統制の強化ではないかと疑い、反対する意見が出てくる原因の一つであろう。なお、国大協などの意見が答申に十分とり入れられなかったとする意見も多く、これも答申に対する危惧の念にむすびついているように思われる。

もっとも、今回の答申において、中間報告以後、これに対して寄せられた意見が全く無視されているわけではなく、例えば答申が国大協の提案した地域大学院の構想に言及していることを評価している意見もある。

地域大学院の構想そのものには種々の問題が内在しているとしても、ここに見出される中教審の開かれた姿勢はそれなりに評価されるべきであろう。

答申の第2編における個々の提案のうちには他にも注目すべき意見がないわけではないが、概して甚だ抽象的であり、施策実現のプロセスを十分配慮した改革案とはいえず、そのため施策にたいする危惧を払拭し得ないとする意見も多い。

以上が中教審答申に対する各大学の意見を総括的に取りまとめたものであ

って、主として批判に重点が置かれ、提案はあまりなされていない。しかしこれは大学が積極的な意見をもたないことを意味するものではない。

われわれは、すでに昭和46年4月、「大学問題に関する調査研究報告書」を発表し、このなかで大学のあり方を根本的に検討し、改革の方向性を求めたが、その報告は主として各国立大学の改革意見をもとにしたものである。大学の自主性を主張するわれわれとしては、今後より広い視野に立って、責任をもって大学改革の具体化の方策をさらに検討する必要がある。

大学改革は、上から一方的に推進されることなく、広く国民各層の意見を反映させるとともに、直接当事者である大学の意見を尊重するという基本方針にもとづいて推進されるべきである。

第1章 総合的な拡充整備のための基本的施策に 対する各大学の意見

1. 新しい学校体系の開発と現行学校教育の内容的な充実

各大学はこの項目に対して概ねつぎのような意見を表明している。

- (1) 答申は「先導的試行」に力点をおいているが、まず現行制度の充実のために必要な諸条件の整備確立に努力すべきである。
- (2) 行政主導のもとに先導的試行を行なうことはよくない。
- (3) 産業界の要望にもとづく能力主義的な、学制改革は差別・選別の教育につながる。
- (4) 学校体系を複線化し、学校間の格差を助長するおそれがある。
- (5) 答申に賛成する場合も多くは上述の危惧を表明しており、そのような結果にならないような保障がなければならないとしている。

2. 教育改革の推進と教育の質的水準向上のための研究開発

各大学はこの項目に対して概ねつぎのような意見を表明している。

- (1) 研究・教育は政策目的によって統制されるべきではなく、研究者自身

の自主的な工夫を助長し、その成果を尊重することが行政のあり方ではない。

- (2) 開発センターに対する賛成意見もみられるが、その場合にも行政からの独立を条件としている。

3. 教員の資質の向上と処遇の改善（「見解」P27参照）

各大学は、教員の資質の向上と処遇の改善の趣旨には賛成しながらも、つぎのような意見がのべられている。

- (1) 資質向上、待遇改善に名を借りて、教員に対する統制が強化されるおそれがある。
- (2) 教員養成は開放制を原則とすべきであって、開放制に反するような「教員養成大学」、教員の再教育のみを目的とする閉鎖的な「教育大学院」の設置には反対である。
- (3) 「教育大学院」への入学者を任命権者の推せんによって定めることは教育の統制につながる。
- (4) 教員の研修は自発的に行なわれるべきであり、任命権者が行なうべきではない。また研修と給与とが結びつくことは、研修が一層密接に行政とつながるおそれがある。
- (5) 教頭・高度資質認定教員のための「別種の等級」づけによる給与体系に対して、つよい反対意見がみられる。

各大学の意見について、共通の考え方をとりまとめてみれば、つぎのようになるであろう。先導的試行、開発センターなどについては、行政主導の形となって教員の自主性が侵されるのではないかと懸念がつよく表明されている。また「教員養成大学」という名によって直ちに閉鎖的な大学を聯想するような傾向もみられる。このような懸念に歯止めをするような具体案を考え、改革と現状整備とをうまく組合わせていくことが今後の課

題であらう。

4. 高等教育の改革と計画的な整備充実の推進

各大学はこの項に対して概ねつぎのような意見を表明している。

(1) 基本計画の策定について

各大学は共通して政府がその基本計画を立てるとき、大学の自主性・主体性をどのように認識するかに対して疑問をもち、政治権力の介入や学問の自由の侵害につながるような基本計画の立案に反対の意向を示し、基本計画が大学自身の自主性に基づいて樹立されることを望んでいる。

(2) 高等教育の整備充実について

ほとんどの大学が現状の不備を訴えており、将来の整備充実はともかく、まず現在の大学の整備充実を要望している。答申では将来の整備充実に対して、改革準備の終了した大学から優先的な財政支出を行なうことを述べているが、各大学はこれに対してつよい反対の意向をもっている。その理由には、政府の意のままに改革をすすめた大学のみが、優先的な財政支出の恩恵をうけること、ひいてはこの方式自身が国家権力の介入につながるものがあげられ、大学の改革はあくまでも大学自身の判断にもとづき行なわれるべきであることを強調している。

(3) 行政体制の整備について

文部省の基本方針は“Support without Control”であるべきで、行政体制の整備にもこの点が留意されなければならない。答申の〔説明〕にある文部省の内部組織の改革が、研究と教育の完全な分離につながることを、また、文部省の役割が管理機関となることに危惧を抱いている大学が多い。

また、この項目に対しては、実際にそれを実行する際の具体的な提案に欠けているとする批判があり、したがってこれに対する意見は表明しにくいという意見が多くみられる。

つぎに、大学運営に対する審議機関の設置の提案に対して、その設置の必要性は認めるとしても、上述の基本的方針が了解されていない限り大学側はこの機関の設置には反対または危惧の念を表明せざるをえないとする大学が多くみられる。

さらに学長を補佐する常任委員の任命が別に提案されているが、これに対する各大学の意見も反対または危惧である。すなわち、学長の補佐委員は全学的に選出されるべきであり、また集中管理方式は政治介入のチャンネルとなり易いことなどが意見として表明されている。

(4) 政府と大学との協力関係

政府と大学との間に協力関係がなければならないことは認めながらも、従来からのいきさつに照らして各大学においてこの言葉が文字通りには解釈されていない。

国立大学協会が各大学の意向を汲んで、文部省との接触を行なうことを提案している大学もある。

(5) 地域内での機関協力について

各教育機関が地域内で協力しそれぞれの地域の特色をもつようにするという提案に対しては賛否両論がある。

各大学の意見について共通の考え方をとりまとめてみれば、つぎのようになるであろう。

1) 高等教育の整備充実について

新設大学は一刻も早く大学らしくなることを求め、一方旧設大学は急速な学問の進展に即応できるような整備充実を要望している。

2) 行政機構の改革について

今後の大学において、なんらかの行政的な改革が必要であることは、すべての大学に共通して認められている。しかし答申のいう審議機関、常任委員制、立法措置等については大学側が独自の立場から検証・立案を推進する必要があるだろう。

また審議機関の役割は国大協の活動の中に含めうるとする意見もある。それは国大協と文部省とは今後より緊密に意見交換を行なうべきであるという考えを支持するものといえよう。

3) 地域内協力について(「見解」P23参照)

地域内協力に対する積極意見は、

a) 地域の特色を生かした学問研究の向上が期待される。

b) 新設大学が旧設大学のレベルに近づく早道となる。

などが背景となっているものと思われる。

これに対する消極意見は

a) このような考え方が、地域格差の解消にならないばかりでなく、かえって格差を増大するおそれがある。

b) 地方行政と大学とが密接につながりすぎ、各大学の特色が地方の特色に塗りつぶされてしまうおそれがある。

c) また専門分野によっては「地域」的なつながりだけでなく専門的なつながりも重要である。

などが挙げられている。したがって地域内の協力を実のあるものとするためには、地域間の協力を同時にすすめることを前提としなければならないであろう。

5. 国・公立大学の管理運営に関する制度的な改革

(「見解」P8、25、27参照)

各大学はこの項目に対して概ねつぎのような意見を表明している。

(1) 管理運営制度の改革と政府・大学

各大学の意見を整理するとつぎの3点に要約されよう。

- 1) 大学改革の契機についての答申の指摘について、大学紛争の責任をもつばら大学に帰そうとすることは、認識をあやまっているとし、そのような認識のもとでは大学側の自治能力の欠如、自主的改革の不能

が帰結されると反論している。また紛争の異常な経験を基礎とした改革は、秩序第一主義・管理優先の発想となって表われるとする大学が多くみられた。

2) 諸大学は大学改革における大学側の主体性の重要性を強調し、大学側の改革案や意見が「答申」に基本的にはとり入れられていないこと自体が「答申」にいう「政府と大学との信頼関係の必要性」が樹立され難いことを証拠立てているとする意見がある。また、政府と大学の信頼関係を確立するためには、政府が条件整備の責任を果たしかつ大学自治を尊重することが必要であると主張している。

3) 大学の管理運営機構については、以下の(2)にも関連しているが、各大学は、政府はサポートをなし、コントロールすべきでない、という立場に立って、各大学の歴史的な慣行の重要性を認識し、大学の自律性と自己責任による管理運営を尊重すべきであるとしている。

(2) 大学の設置形態および管理機関

本項目に対する大学の意見を大別するとつぎの3点に要約されよう。

1) 内部管理体制の合理化の提案に対して、大学はこれが大学における中央集権的統制をもたらし、このような統制は大学における自由な研究・教育、創造活動をも阻害することとなるとし、研究教育の主体が管理運営の主体となるべきことを強調する意見が極めて多く見られる。

2) 三者構成の理事機関に対しては、これに条件付きで賛成する意見も二・三見られるが、大部分はこれに対して批判的である。第一に、「設置者が選んだ者」に対しては、それを通しての政府の大学介入が指摘され、「学外から選ばれた適任者」に対しては、研究教育の場に政府や社会的諸勢力の要求がもち込まれる危険性が指摘されている。また、学外からの被選任者については、その基準が不明であること、卓越した識見をもつ適任者をうることに困難であること、その他の疑問が提

起されている。

(3) 新しい形態の法人の提案(「見解」P29参照)に対しては、このような法人は、官庁と民間組織の欠点を合わせもつ危険性のあること、法人としての私立大学で、紛争がより深刻なこと、この法人形態のもとでは、政府の統制がより強化されるおそれのあること、独立採算制が企業的管理を促進し、採算のとれる研究・教育のみが重視され、基礎的研究が軽視されるおそれがある等の反対理由が述べられている。

(3) 教育組織と研究組織の機能的分離(「見解」P19参照)

この提案に対しては、さきの「見解」においてある意味の必要性をみとめたが、なお反対の意向を表明する大学が多く、反対の理由はつぎのようである。

- 1) 研究と教育をいかに有機的に結合するかとの立場を考えるべきであり、これを管理運営の立場から考えるべきでない。
- 2) 研究と教育が平行して進められてこそ、真の教育が行なわれるのであって、教員は必ずいずれの組織にも所属し、研究と教育に専念すべきである。
- 3) 両組織の分離が単に管理運営上の便宜的手段として期待され、新たな予算上の格差を生じさせる素地が感ぜられる。
- 4) この提案は、大学の本質的な機能を形骸化させるものである。研究と教育が一体であるところに、それぞれの機能と成果がより一層高められるのである。

しかし、この提案に賛意を表明しているものもあった。

(4) 教員人事の閉鎖性の打破(「見解」P8、26参照)

答申のこの提案に対し、大部分の大学がその必要性を認めているが、その実行の手段については、この答申にいう案に対して強く反対している。

答申のいう「継続勤務年数の制限」「職種ごとの最高年齢の制定」

「任期制」などに対する反対理由には、つぎのようなものがある。

- 1) この制度の効果には疑問があり、運用面から期待されている社会的背景に左右されて、研究・教育が萎縮するおそれがある。
- 2) 研究・教育の自由がおびやかされ、ひいては思想統制にもつながりうる。
- 3) 大学の管理体制の中央集権化、学問研究の自由を圧迫するおそれが極めて強い。
- 4) 大学間の格差の解消などの諸条件が解決されずにこれが実行されると、政府にとって好ましくない者の追放策となるおそれがある。
- 5) 研究に長年月を要する分野では、研究・教育に支障をきたすおそれがある。
- 6) 短期間に完了する研究テーマだけしか研究できなくなる。
- 7) 身分の不安定が生じ、人権をおびやかすことになる。

一方、人事制度の改革は必要であるとの意見も多いが、その場合にも、大学の自主的な改革にするべきであり、大学自体の責任において民主的に行なうべきであるとの意見が多い。

また、国立大学の現状では、教官の地位の安定性が高いが、これが優秀な研究者を集めやすくしていることに思いをいたすべきであるとする意見がみられ、また、人事交流の活潑化のためには、とくに優秀な研究者を大学独自の判断で高給で迎えうるような制度の改正が必要である等の意見もあった。

これらの諸点を総括的にみると、各大学の意見はつぎのようにまとめられよう。

大学の管理運営制度の改革が必要であることは、明示されていない場合でも黙示的な前提として、各大学で認められているといえよう。しかし、改革を必要とする理由、改革の主体、改革の原則などについての大

学の意見は「答申」とは大きく異なっているといえよう。

すなわち、各大学の意見は、大学自治の原則を基本原理としてとらえ、大学の管理運営・大学改革等に際しても、大学の自治の尊重を趣旨としなければならないとするとともに、「答申」の提案がその原則を侵すおそれがあることを強調している。

また、この「答申」には教育組織と研究組織の機能的分離に関する具体的な実施運営方策が明らかになっておらず、そのため運用の如何によっては危険な事態を招くおそれがあるとしている。

全般的にみて、諸大学の見解は、中教審答申に対する意見を求められたことに対する回答として述べられたものであるため、「答申」の批判に力点がおかれ、自らの提案はそこでは原則としてなされていない。したがって、そのことは必ずしも、大学が積極的な意見をもたないことを意味しないであろう。今回においても若干の大学が提言を行なっているので、そのいくつかを以下に掲げておく。

- 1) 諸大学の改革案や国大協の提案等を生かすべきである。
- 2) 政府の文部行政に代わる、大学委員会その他の第三者機関を設置すべきである。
- 3) 大学内に当該大学の推せんする学外者により構成される助言機関を設置すべきである。
- 4) 評議会の権限や構成についての検討が必要である。
- 5) 大学間の自主的な団体（国大協など）の推す専門家によって構成される助言と調整の組織をもつべきである。

6. 教育の機会と教育条件の保障に関する総合的な施策

答申は大別して奨学制度、国公立学校間の格差是正および学寮の問題について述べているが、これらの項目に対する各大学の意見を整理すると、概ねつぎのようになる。

(1) 奨学制度（「見解」P10、30参照）

- 1) 奨学制度の従来果たしてきた役割は大きい、その効果は未だ十分とはいえない。
- 2) 奨学制度の抜本的な改革を早急に実施すべきである。
- 3) 奨学金は学生が学業に専念できる程度に増額されるべきである。
- 4) 奨学制度の改革は私学助成の改善と関連させてはならなければならない。

(2) 国公立学校間の格差是正

- 1) 国公立学校と私立学校間の格差是正には賛成である。
- 2) 国公立学校間の格差是正のためには、国公立学校に対する公費負担の削減よりも、より強力な私学助成が行なわれるべきである。
- 3) 格差是正のための私学助成にA、B、C、Dの区分をつけることは、助成が国家統制に結びつく恐れが多いので、多数が反対である。なお、一部にとくに反対はしないが、その場合にも適切な歯止め策をあわせて考慮しなければならないとする意見もある。
- 4) 格差是正のための私学助成は政府の紐付きでなく、私学が独自でその充実をはかり得るような助成でなければならない。
- 5) 私学助成の一方法として、学生に十分な奨学金を支給し、納付される授業料によって、私学経営経費のかなり大きな部分を賄う方法も考慮に値する。
- 6) 国公立学校間の格差是正のため、現在でも十分でない国公立学校への公費負担をさらに削減し、あるいは国公立学校の授業料を値上げすることには、反対である。

(3) 学 寮（「見解」P32(2)参照）

- 1) 教育施設としての学寮の役割を再評価し、これに自治を認めてさらに充実をはかるべきであるとする意見がある。
- 2) 一方、時代の変遷を考慮し、学寮を厚生施設と割り切って、大学以

外に経営を委任すべきであるとする意見もある。

以上を総合すると、「奨学制度」に関しては、従来果たしてきたこの制度の役割は確かに大きいものではあったが、それが挙げた効果は必ずしも十分とはいい難かったことに思いをいたし、奨学金の増額、私学助成の改善との関連等諸事項についても十分な検討を行ない、早急にこの制度の抜本的な改革を実施すべきであるとしている。

また「国公立学校間の格差是正」に関しては、格差是正のため私学助成を強化することにはなんら異議をさしはさむものではないが、答申の示す方法には多くの問題があることを指摘し、教育の重要性を認識することによって、国公立学校への公費負担の削減あるいは授業料の値上げという単純な受益者負担均等化の考え方を採ることなく、私学に対してはより強力な助成を行ない、しかも私学が独自でその充実をはかり得るようにしなければならないとしている。

さらに「学費」に関しては、その充実あるいは廃止を主張する極端な意見もあるが、大多数は中間的な意見として現在の学費の管理方法を改革すべきであるとしている。

7. 教育制度における閉鎖性の是正

答申のこの事項に対する各大学の意見を整理すると、概ねつぎのようになる。

- 1) 閉鎖性の是正にはいうまでもなく賛成である。
- 2) 閉鎖性の是正が必要であるとする前提として答申が示すところの教育の多様化には、幾多の問題があるので、多数が反対している。
- 3) 多様化は、本来総合的に行なわれるべき教育と研究とを分離し、それらを破壊させる恐れがあるだけでなく、大学間の格差をさらに大きくする恐れもあるので、多数が反対している。
- 4) 一方、多様化を認めるとしても、法規によって画一的に行なうことな

く、各大学が自主的に行ない得るものでなければならないという意見もある。

5) 閉鎖性の是正には、大学間の格差を解消することが最も重要事である。

6) 格差を解消し閉鎖性を是正するためには、教員の学校間の移動は、予算措置がとまえば有効であろうとする意見も一部にあるが、具体的な困難さを理由に、これに賛成しない意見もある。

7) 閉鎖性是正の一環として、夜間制大学の実現を要望する意見が短期大学にある。

8) 適時教育の趣旨に賛成する意見は多いが、これが誤って産業界への奉仕にのみ墮して、教育本来の姿を歪めることのないよう配慮すべきであるとする意見もある。

これらを総合すると、教育制度における閉鎖性の是正には賛成であるが、答申がその必要性を述べる前提としての教育の多様化は、それ自体本来総合的に行なわれるべき教育と研究とを分離破壊する恐れが大きいだけでなく、閉鎖性の是正に関して最重要事である大学間の格差解消を逆に困難とする恐れもあるという理由で、大多数が反対意見を表明している。なお、教育本来の正しい認識のもとで行う適時教育には賛成意見が多く、短期大学にはこれに対応する夜間制大学の実現を要望する意見が強い。

8. 大学入学者選抜制度改革

答申のこの事項に対する各大学の意見を整理すると、概ねつぎのようである。

1) 現在の入試制度は早急に改革されるべきである。ただし、その影響の大なることを考慮し、十分慎重を期すべきであるという意見もある。

2) 入試制度改革は画一的に行なわれるべきでなく、各大学が独自で行うものでなければならないとする意見が多い。

3) 改革案として、調査書と共通テストによる一次試験と各大学が独自に

実施する二次試験とによる方法にはかなり多数の支持があるが、この場合も調査書の取扱いには十分慎重を期する必要がある、また共通テストは国が行なわずに各大学が協力して実施すべきであるとしている。

4) 大学入試制度の改革と並行して、高校入試制度の改革をも急ぐべきであるとする意見もある。

5) 入試問題の根本的解決には、大学間格差の是正によって特定大学への志願者の過度な集中を防止することが最も重要事であって、単に入試制度の改革のみで果たされるものではないとする意見が多数ある。

以上を総合すると、大多数の大学は、現在の困難な入試問題の解決には、根本的には大学間格差の是正による特定大学への過度な志願を防止することが最も必要なことであるが、それ以前にも、慎重な取扱いによる調査書と各大学が協力して実施する共通テストとを第1次試験とし、これを各大学がそれぞれ独自に行なう第2次試験と組合わせるような入試制度の改革などは、早急に検討して実施に移されるべきであるとしている。

第2章 長期教育計画の策定と推定の必要性 に対する各大学の意見

第2章は、第1章で述べられている総合的な拡充整備に関する基本的施策に対する財政的な検討を行なったものである。

各大学は、本章の答申に対して、概ねつぎのような意見を述べている。

(1) 答申がこのような試算を行なったことに対して敬意を表するとしながらも、基本的には第1章に述べられた施策の立て方そのものに危惧の念をもっているのであるから、この試算を安易にうけ入れることはできない、とする大学が多い。結果として大学によっては意見を保留しているところが多くみられる。

(2) 試算を行なうにあたり、その基礎となる推定の方法に疑問をもつ大学が

極めて多い。それにはつぎのような理由があげられている。

1) この算定は昭和45年度の実績を基準として経済情勢を推測しているが、将来共経済の発展が同様に進行すると仮定することに疑問がある。

2) 大学の現状の把握に欠け、現状の充実に対する予算が見積られておらず、また、将来共学生対教官の比率が同一であるという仮定に立っていることに不満が多い。同時に教育内容の質的な向上が見積られていないことも、多くの大学から指摘されている。また、将来学生数が増加することが予想されながらも、それに対する教員の不足に対しては、試算にあたって必ずしも十分考慮されていないことを指摘している大学も少なくない。

3) このような試算を行なうときには、受益者負担の増大を原則におくこと、教育投資的な発想を前提とすること自体に問題があり、この試算からも教育の国家統制的発想がうかがえるとして、反対意見を表明している大学が見られる。